

改定の経緯

- 富山県環境基本条例第12条の規定により定める、富山県環境基本計画に基づく水質汚濁の防止に関する個別計画（昭和62年2月策定（これまで平成3・9・13・19・26年度に改定））
- 19年度の計画改定後の法改正への対応、富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟（26年10月）等を契機とした水環境保全活動の推進などの課題に対応するため計画を改定

第1章 総論

1 計画の趣旨

- ① 本県の豊かで清らかな水環境を将来に渡って引き継いでいくための施策を明らかにするための計画
- ② 県民、事業者、市町村、県等の関係者が一体となって取り組むための計画

2 計画の期間

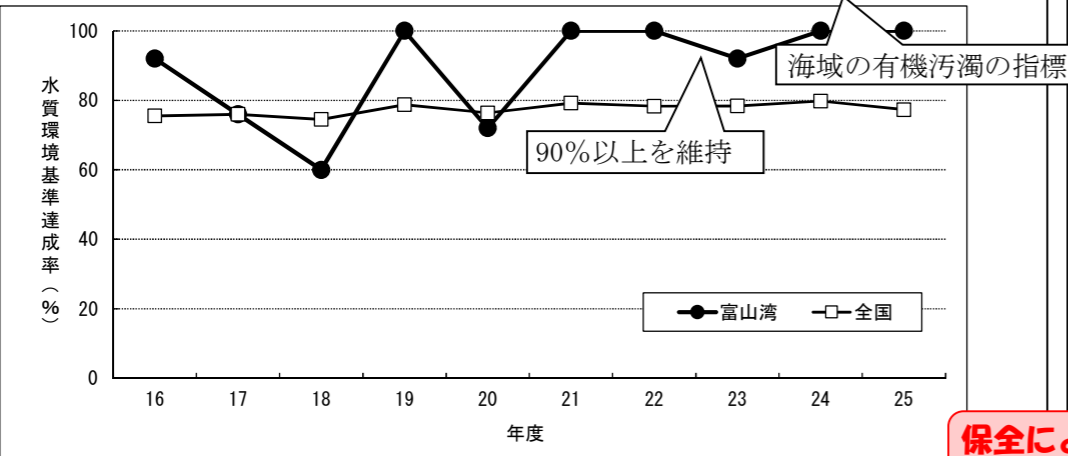
新・元気とやま創造計画の目標年度
平成27年度から令和3年度までの7年間（期間内でも適宜見直し）

第2章 水環境の現状と課題

1 水環境の現状

- 河川、湖沼の水質は良好（環境基準達成率100%を維持）
- 海域（富山湾）の水質は、平成21年度以降、良好な状態を維持

図 富山湾の水質環境基準の達成率の推移（COD（化学的酸素要求量））



- 冬期（暖房に灯油を使用）に、家庭からの油流出事故が多発

表 水質汚濁事故（油流出事故等）の月別発生状況（25年度）（単位：件）

原因	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭	2	1	0	0	0	1	0	1	1	3	1	2	12
民間企業	0	0	1	3	2	1	1	0	2	1	0	0	11
その他	3	0	3	2	3	1	3	0	0	0	1	0	16
計	5	1	4	5	5	3	4	1	3	4	2	2	39

2 水環境の課題

- 富山湾等の水質維持に向け、水質の中長期的な監視や、継続的な下水道等の整備、民間企業等からの汚濁原因物質の排出抑制が必要
- 県民の安全・安心のため、油流出事故防止に向けた取り組みの強化が必要
- 「森・川・海」のつながりを意識した、水環境保全活動の促進が必要
 - ・「全国豊かな海づくり大会」開催（27年10月）
 - ・「全国植樹祭」開催（29年5月）
- 魅力ある水環境を県内外にPRし、その適切な利活用の促進が必要
 - ・「世界で最も美しい湾クラブ」加盟（26年10月）
 - ・北陸新幹線開業（27年3月）
- 魅力ある水環境を将来に引き継ぐため、環境教育の強化が必要

第3章 計画の目指す姿と水環境保全施策

1 計画の目指す姿

県民みんなが『魚（うお）がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水』を目指して、自ら水環境の保全に取り組むとともに、本県の新たな水環境の魅力を、みんなで見出し、守り育て、誰もがくつろげる水辺の環境を創造する

2 水環境保全施策

守る 1 基本的な水環境保全対策の実施

- 富山湾等の継続的な水質監視の実施（CODと関連する項目（窒素、りん等）の調査、中長期的な評価）
- 下水道、合併処理浄化槽等の整備の推進
- 民間企業と連携した汚濁原因物質（窒素、りん）の排出抑制
- ㊦ 水質汚濁事故対策の強化
 - ㊦ 事業者等の関係団体と連携した家庭向けの普及啓発の強化、油流出防止装置の普及促進
 - ㊦ 民間企業における水質汚濁事故の未然防止のための人材育成（熟練者の技術の伝承のための講習会等）

育てる 2 水環境のさらなる向上を目指す取り組みの推進

- ㊦ 民間企業と連携した“本当に世界で最も美しい”富山湾を目指す取り組みの推進（民間企業のさらなる取り組み（プラスワンアクション）の促進、中小企業等の取り組みへの助言及び地域住民との連携に向けた調整）
- ㊦ 水環境保全活動等の推進による水環境の魅力向上
 - ㊦ 「とやま川の見守り隊」の隊員の増加など地域に根差した水環境保全活動の拡大（資機材の提供等による支援）
 - ㊦ 県内各地の「森（水源地域など）・川（河川流域）・海（海辺）」での地域住民による水環境保全活動等の促進（県内各地での水環境体験イベント（生き物の観察、水環境の学習、清掃活動など）の開催）

活かす 3 魅力があり、くつろげる水辺の環境の活用

- ㊦ 地域住民による水環境の保全と利活用の促進（「とやまの名水」等での保全活動の活性化による水辺の魅力の創出、県民への情報発信）
- ㊦ 県民一人ひとりが本県の水環境の魅力を県内外にPRする活動への支援（情報及び資機材の提供等）
- ㊦ 富山湾その他の水環境の魅力の国内外へのPR（PR資材の作成・配布等）

伝える 4 県民共有の財産として将来に引き継ぐ

- ㊦ 未来の水環境を守り育てる人材の育成（小学校等への「とやま川の見守り隊」隊員の派遣等による環境教育）
- ㊦ 県民との対話による環境教育の促進（出前県庁などを活用した県民との対話による環境教育のノウハウの提供）
- ㊦ 民間企業等と連携した身近な水辺を教材とした体験型環境教育の推進（森・川・海づくり活動の体験等）

第4章 計画の推進体制

県民・NPO、事業者、行政が互いに連携協力し、それぞれの役割分担のもと、主体的に取り組みを推進
 【推進体制】協議会での関係団体、関係機関との意見・情報交換を通じて、関係者が連携して計画を推進
 【進行管理】毎年度施策の実施状況等を確認し、結果を環境白書やインターネット等で公表、環境イベントでPR

● 計画の指標

- ① 水質環境基準の達成率
河川・湖沼：100%、海域：90%以上
 - ② 「とやま川の見守り隊」による保全活動への参加人数
10,000人（累計）
- 地域の水辺の環境保全活動を率先して実施

保全により利活用を促進

利活用により保全を促進

積極的な保全と適切な利活用により、水環境を将来に引き継ぐ

これまでの計画の視点

2つの視点を追加